# 第8章

# タイ司法裁判所におけるダト・ユティタム (イスラーム裁判官)の役割

# はじめに

一般にイスラーム諸国においても植民地支配や近代化政策の下で西洋近代法の移植を経験し、世俗的な司法裁判所の整備とそこで適用されるべき近代法に基づく法典の整備が行なわれた。イスラーム法(シャリーア)」の適用範囲は、ムスリム共同体の中核をなす「家族」に関する法(家族法、相続法)を中心とし、一定の経済活動、刑事に限定される傾向にある。裁判機構については、近代法を適用する通常裁判所とは独立にイスラーム法を適用するイスラーム法(シャリーア)裁判所が整備される例が多い(2)。

イスラーム法に対する関心が近年高まりつつあるが,イスラーム教徒(ムスリム)<sup>33</sup>人口が相対的に少数である国においても,自国民のイスラーム教徒に一定の範囲でイスラーム法の適用を認め,かつ紛争処理のためイスラーム裁判所を設置している国が多いことはあまり知られていないように思われる。

東南アジアについてみると、イスラーム教国またはムスリム人口の多い国であるマレーシ $\mathcal{P}^{(4)}$ 、ブルネイ、インドネシ $\mathcal{P}^{(5)}$ のほか、ムスリムが少数者であるシンガポー $\mathcal{W}^{(6)}$ 、フィリピン $\mathcal{P}^{(7)}$ においてもイスラーム裁判所が存在している。本章で扱うタイは、独立のイスラーム裁判所を設置する代わりに通常裁判所にイスラーム法専門の裁判官 = ダト・ユティタム $\mathcal{P}^{(8)}$ をおくという独

ムスリム人 総人口 仏教徒 ムスリム モスク数 口比率(%) パッタニー県 595 ,985 114 *4*88 480 456 80.6 580 ラ - 県 415 537 128 ,398 285,695 68 & 356 ナラティワート県 662 ,350 118 ,198 542 ,954 82 .0 523 247 875 78 821 167 447 67.6 サトゥーン県 167 1,921,747 439 ,905 1 476 552 76 & 合 1 ,626 3 ,109 1 全 国 60 ,916 ,441 | 57 ,157 ,751 | 2 ,777 ,542 4.6

表1 南部国境4県のイスラーム教徒の人口

( 出所 ) National Statistical Office, Office of the Prime Minister, *The 2000 Population and Housing Census*, 2002.

モスク数は教育省宗教局『宗教年報』1998 年版(Raaygaan kaansaatsanaa prajampi)

#### 特の制度を採用している(9)。

仏教国と理解されているタイにおいても人口の約4.6% (2000年人口センサス)のムスリムが存在する。タイのムスリムは、ペルシア系、インド系、チャム系、インドネシア系、タイ系、中国系、マレー系などに分かれる。このうちマレーシアに隣接する南部国境4県(パッタニー、ナラティワート、ヤラーおよびサトゥーン)のマレー系ムスリムが最も大きなグループであるとともに、マレー語とマレー文化というアイデンティティを保持する点で、より同化が進んでいる他のムスリムと異なっている(10)。南部国境4県におけるイスラーム教徒の人口比率は、パッタニー県で80.6%、ナラティワート県で82%に達する(表1)11)。

南部国境 4 県は,タイ人の仏教世界とマレー人のイスラーム世界との接点となっている地域であり,タイ政府による同化政策とそれに対する長い抵抗の歴史をもつ。この地域は,クダー王国(現在はマレーシアのクダー州)を中心とするイスラーム小国が存在したが,アユタヤ朝時代からタイの支配に対して反乱と鎮圧が繰り返された。19世紀末にタイは近代化政策を開始したが,地方については従来の朝貢関係から中央集権的な領域国家へと脱皮するため,1785 年以来支配下にあったこの地域を統合し,ムスリムの強い抵抗を受けた。1960 年代以降の同化政策の強化に対して武力闘争を行なう多く

の団体が生まれ,70年代の民主化運動を契機にその活動を強めた(12)。今日ではテロ活動は沈静化し,テロ活動を行なう団体は大衆的な支持を受けていないと考えられているが,依然として安全保障上の関心の高い地域となっている(13)。

本稿で扱うダト・ユティタム制度は、南部国境 4 県の県裁判所においての み認められている。このことが示すように、ダト・ユティタム制度はタイの マレー・ムスリム政策と密接な関係があった。現在のダト・ユティタム制度 はイスラーム政策が揺れ動いた 1940 年代にその起源をもっている。50 年代 以降の権威主義政治体制の下で同化政策は強化されたが、家族・相続に関するイスラーム法の適用とダト・ユティタム制度は存続してきた。90 年代の タイでは民主化や経済発展(経済危機)を背景とする制度改革が多くの分野で進展し、イスラーム関係法令についてもムスリムの利益を尊重する方向で 見直しが進められている。

タイのマレー・ムスリムの同化政策やイスラーム問題についてはすでに多くの研究 <sup>14</sup> )があるが,本稿は紛争処理制度研究の視点から,司法裁判所における紛争処理においてダト・ユティタムがどのような役割をもっているのか,そこでの紛争処理にどのような特質があるかを明らかにしようとするものである<sup>(15)</sup>。

第 節で、タイにおけるイスラーム教に関する法令の変遷を概観した後、第 節で司法裁判所においてイスラーム法の適用が認められる範囲やダト・ユティタムの権限、資格等について検討する。第 節では、紛争処理過程におけるダト・ユティタムの役割を検討する。法律が想定するイスラーム法問題の「裁判官」としての役割だけでなく、裁判手続の内外において「調停人」として機能するダト・ユティタムの現状を示す。

# イスラーム法の適用問題の背景

#### 1.イスラーム法の適用に関する法制の変遷

南部国境地域においても伝統的にカーディー(マレー語でト・カーリー)と呼ばれたイスラーム法裁判官による紛争処理が行なわれていた。南部の地方制度の調査を行なったチャオプラヤー・ヨマラートは,この地域においては依然としてキン・ムアン制度が行なわれており,チャオ・ムアンが絶対的な権限をもっていること,裁判制度についてはト・カーリー(イスラーム裁判官のカーディーのこと)による裁判が行なわれていることを報告した。この報告を基にダムロン親王は,ムスリムが多数を占めるこの地域への州制度の導入と,ト・カーリーによる裁判を存続させる方針を定めた(16)。

1901年(ラタナコーシン暦 120年)の布告(17)は、マレー人が住むパッタニーをはじめとする七つの地方国(フア・ムアン)におけるスルタン制を廃止し、新たな統治制度を定めた。七つの地方国は、(1)ターニー(パッタニーのこと)、(2)ノーンチック、(3)ヤリン、(4)サーイブリー、(5)ヤラー、(6)ラーマンおよび(7)ラゲ。現在は、(2)、(3)、(4)はパッタニー県、(6)はヤラー県、(7)はナラティワート県の郡となっている(18)。裁判制度については、タイの裁判所を設置するとともに、ムスリムについては、「夫婦問題であれ、相続問題であれ、イスラーム教から生じる民事事件で、イスラーム教徒が原告被告双方であるか、又は被告となるものは、審理及び裁判においてイスラーム法を適用し、並びに識者であり、かつイスラーム教において尊敬されているト・カリー(コーティー)19)をかかるイスラーム法による裁定者」(第32項)とすると定めた。さらに、従来のイスラーム裁判がイマームの家やマスジットなどで行なわれていたのに対して、タイ政府の裁判所と同じ場所(サーラー・ト・カリーと呼ばれた)で裁判を行なうべきこととした。

サトゥーン県は,1901年布告の対象ではなかったが,ムスリム人口が多

いことから,県知事の要請により1917年の司法大臣書簡によって,パッタニーなどと同様に宗教裁判所の設置が認められた(20)。

このように現在のダト・ユティタム制度の基本的な枠組みは,20世紀初頭に南部国境地域を統合する過程ですでに打ち出されていた。すなわち,(1)ムスリム間の家族,相続に関する事件についてのみイスラーム法の適用を認めること,(2)イスラーム法裁判官(カーディー)による裁判を認めるが,タイの裁判所と同じ場所で裁判を行なうことである。現地の住民の多くがマレー語を話し,またタイ人官吏がマレー語を話さず,イスラーム教を理解しない状況において現実的な対応であった。国際的な干渉を回避しながら,ムスリムの同化を進めるため,限定的ながらも「法的自治」を認める必要があった。その後の近代的な法制度の整備においてもムスリムの「法的自治」の尊重は強く配慮された。

1932 年の立憲革命によってタイは立憲君主制へと移行した。1932 年サヤーム王国憲法は、「国王は仏教徒であり、及び宗教の至高の擁護者である」と定めた。本来、宗教の至高の擁護者という観念は、仏教のみを意味するものであったが、制憲過程においてイスラームを含むすべての宗教に対する擁護へと拡張された(21)。この規定は現行の1997 年憲法にも引き継がれている。

近代化政策として開始された法典編纂は立憲革命後も続けられたが,諸法典の施行にあたってイスラーム教徒を適用除外とすることが定められた。まず,1934年に民商法典第5編「家族」および第6編「相続」(22)が公布・施行されたが,両編の規定は1901年布告でイスラーム教徒について定めた家族および相続に関する規定に影響しないと定めた(23)。また,1935年の民事訴訟法典の公布・施行にあたっては「いずれかの裁判所で慣習を適用する法律又は宗教法を適用する法律がある場合には,当事者がこの法典を適用することを合意した場合を除いて,当該裁判所はかかる慣習又は法をこの法典の規定に代わって適用する」(24)と定め,同様にイスラーム法の適用が認められることを明らかにした(25)。

権威主義的な政治を行なったピブーン・ソンクラームは,ナショナリズム

の高揚を掲げ、国内の中国系住民やマレー・ムスリムなど少数グループに対する同化政策を強化した。この結果、1943年の民商法典施行法の改正によって、ムスリムに適用除外を認めた規定は削除され、イスラーム法の適用は一時否定されることとなる。

日本との同盟策をとったピブーンは、日本軍の敗色が強くなると退陣し、抗日活動を指揮した自由タイ運動グループ、ならびに人民党の文官派リーダーであり摂政であったプリディー・パノムヨンが戦後の政治的リーダーシップをとった。宗教的指導者層を中心とするこの時期のムスリムの抵抗運動の目標は、独立が具体化しつつあったマレーシアへの合流におかれ、抗日戦争における対英協力、国連への提訴、マラヤ独立支援等が行なわれたが、マレーシアへの合流は実現しなかった(26)。他方、タイ政府は、こうした動きに対しマレー・ムスリムの利益を保護・尊重する姿勢をとり、ムスリムに関するいくつかの立法を行なった。

第1に、「仏暦 2488年イスラーム保護勅令」(1945年)27は、1932年憲法第56条「国王は、法律に反しない限りにおいて、勅令を制定する大権を有する」を根拠規定とし、摂政のプリディーが制定した。その前文は、「タイ王国憲法は、国王を宗教の擁護者とし、タイ人民は信仰の完全な自由を有するのであり、ある地域のタイ人民がイスラーム教を信仰していることを考慮するならば、国王はイスラーム教徒を援助し及び保護し、独立国たるタイ国の人民としてふさわしい信仰に従った宗務を行なわせるのが適当である」とした。この勅令は、マレー・ムスリムを「イスラーム教を信仰するタイ人」として位置づけ、宗教の擁護者である国王が保護を与えるという論理を明らかにした(28)。

この勅令は、仏教組織に関するサンガ法をモデルに、イスラーム教組織の法制化を行なった。イスラームの代表でありタイ国王のイスラーム問題に関する顧問として、チュララーチャモントリー職を設置(第3条)するとともに、内務省および教育省の助言機関としてタイ国中央イスラーム委員会(第5条)と各県に県イスラーム委員会を設置した。こうした委員会には、イス

ラーム指導者が任命された。ムスリムに法的な保護を与え,イスラーム指導者の公的な役割を認めるものであったが,同時に政府がイスラーム団体を監督しやすくするものであった(29)。

第2は、「仏暦 2489年パッタニー県,ナラティワート県,ヤラー県及びサトゥーン県域におけるイスラーム法の適用に関する法律」(1946年)<sup>30)</sup>である。これはピブーンによって廃止されたイスラーム法による裁判を復活させるものであった。ムスリムを当事者とする家族および相続に関する紛争について民商法典に代わってイスラーム法を適用することを認め,また,司法裁判所にイスラーム法についての特別の裁判官として,「ダト・ユティタム」をおくと定めた。この法律は現行法であり,その内容については次の節で検討する。

第3に,「仏暦 2490 年イスラーム・マスジット法」(1947年)<sup>31</sup>は,マスジット(モスク)の登録制や,イマームの任命に関して県イスラーム委員会の承認を必要とすることなどを定めた。

こうした戦後のムスリムの利益を尊重した政策と関係法令の整備は,1947年のクーデタによってピブーンが実権を再び握ると再び後退する(32)。例えば,48年にイスラーム保護令は改正され,チュララーチャモントリーの役割は,「教育省宗教局に助言を与える」ことに変更された(33)。しかしながら,権威主義体制の下で同化政策は強化されたが,40年代に制定されたこれらの法令は90年代まで存続した。

1957年のクーデタで実権を握ったサリット以降,同化政策はさらに強化され,特にイスラームの教育機関であるポンドック(タイ語でポノ)の私立学校化や教育カリキュラムへの干渉 34)が進められた。70年代の民主化運動の影響を受けて,労働運動,農民運動などとともにマレー・ムスリムの政府批判も活発化し,また武力闘争をとる団体も生まれ,多くのテロ事件が発生した。

ー連の同化政策はムスリム社会に大きな影響を与えてきた。マレー・ムス リムに対する大学等への進学についての優遇措置やタイ語教育の広がりによ って,タイ社会内部での就職機会拡大などが見られた反面,タイ社会でのキャリア・アップを目標とせず,中東諸国への留学を選択する者も増加した<sup>(35</sup>)。タイ語教育の浸透を背景にタイの政治過程への参加を通じて権利拡大をはかっていこうとする動きも強くなった。民主化や経済発展を背景に諸制度の改革が行なわれた 1990 年代以降,イスラーム関係法令についてもいくつかの見直しが行なわれた<sup>(36</sup>)。

1980 年代は,イスラーム巡礼の促進のため仏暦 2424 年八ジ奨励法 (1981年制定,89年改正)が制定された。

1997年には「仏暦 2540年イスラーム教組織運営法」37が制定された。この法律は、40年代に制定されたマスジット法(1947年)、イスラーム教保護令(1945年制定、47年改正)に代わり、新たにイスラーム教組織に関する規定を整備したものである。イスラーム教の指導者としてチュララーチャモントリーを頂点とし、タイ国イスラーム中央委員会、県イスラーム委員会、マスジット・イスラーム委員会を設置すると定め、その組織や権限職務について詳細な規定をおいている(38)。また、同法はマスジットの設置・廃止等に関する規定をおいている。本稿の主題である紛争処理の側面についてみれば、マスジット・イスラーム委員会および県イスラーム委員会の職務として紛争処理が明示されたことが注目できるが、この点については後述する。

2002年にはタイ国イスラーム銀行法が制定された。同法の制定以前もいくつかの商業銀行がイスラーム法に従ったサービスを提供していたが,この法律に基づきイスラーム銀行の設置が認められることとなった。

## 2.『家族及び相続に関するイスラーム法原則』

本稿では、タイにおいて適用されているイスラーム法の中身については検討を行なわないが、タイ政府によってイスラーム法の法典化が行なわれたことは注目されるべきであろう。

タイにおいて近代的法典編纂が行なわれたのと同様に,1941年には県裁

判所において適用されるべきイスラーム法として,タイ語の「家族及び相続に関するイスラーム法原則」(以下,「原則」)が作成された。これは,タイ人裁判官とダト・ユティタムであるムスリム知識層(ウラマ)の会議によって採択されたもので,法律としての効力はないが,現在もイスラーム法適用事件において用いられている。第1編「家族」と第2編「相続」に分かれ,230カ条から構成される。

タイ語での成文化が必要とされた理由は,(1)イスラーム法の内容が地域によって異なったことや,(2)イスラーム法の内容を確定するため複数の文献を参照することが必要であり不便であったこと,(3)当時のダト・ユティタムにはタイ語を話せない者が多く,審理には通訳が必要とされていたが,通訳のために訳語を確定する必要があったこと,などである。

制定作業は,1929年に司法省がパッタニー州裁判所首席裁判官に家族お よび相続に関するイスラーム法の翻訳の作成を行なうように指示したことに 始まる。パッタニーのダト・ユティタムが 1930 年に作成した翻訳は,他の ダト・ユティタムに意見を求めるなかで,不十分であることが明らかとなっ たため, 1938 年から起草が再び行なわれた(39)。 ダト・ユティタムによる起 草が遅いため、サトゥーン県裁判所首席裁判官のルアン・プラパイピットヤ ークンが起草を行ない,ダト・ユティタムやタイ人裁判官の会議において採 択された。当初は「イスラーム法翻訳」と名づけられていたが,イスラーム のいずれかの啓典(キターブkitab)を直接に翻訳したものではなく,また構 成も民商法典に依拠していることから、同会議において現在の名称に改めら れた(40)。「原則」は法律としての効力をもたないが,起草会議においてはこ の原則がクルアーンおよび諸キターブに従って正確に編纂されたものであり、 ダト・ユティタムはイスラーム法が適用される事件においてこの原則を基準 として裁定を行ない,この原則に規定がない場合には,イスラーム法に反し ないかぎりにおいて民商法典および民事訴訟法典の規定が適用されるべきこ とが決議された<sup>(41)</sup>。

このように南部国境地域における法の近代化は,西洋人ではなく,近代化

政策を推進するタイ人によって行なわれたという点で独特の構図をもった。 スリン(Surin Pitsuwan)は、「イスラーム法原則」の起草過程において、法 の統一や体系化をめぐって、起草に参加したタイ人裁判官とダト・ユティタ ムとの間で起草事業をめぐって深い認識の相違があったとする<sup>(42)</sup>。

起草作業を行なったサトゥーン県裁判所首席裁判官のルアン・プラパイピットヤークンは司法省への報告のなかで起草作業の遅れの理由が、ダト・ユティタムの能力の問題にあったとする。すなわち、ダト・ユティタムの知識は、発生しうる問題を推し測ることができるほどにはいたっていないのであり、さまざまな原則をすべて順序だって編纂することができない。これは証拠たる啓典(キターブ)を研究すべき機関がなく、ダト・ユティタムは識者や教本から学んだにすぎず、かかる研究機関から教育を受けた経験がない。裁判所に来るイスラーム教事件は多くても年に10件程度であり、ほとんどすべてが簡単な事実問題しかなく、ダト・ユティタムは法律問題を熟考しようとしないと指摘する。また、ダト・ユティタムが一つの原則について多くの啓典を調べるため2、3日かかることもあったり、いったん条文が確定した後で啓典に記述を見つけたために再び条文を修正することが再三あったなどの点もあげている。

これに対して,スリンは,マレー人の伝統的な農村における生活のなかで,ウラマはその宗教的義務として,個人に対して個人的,社会的その他の特別な要因を考慮した上で助言を与えることを役割としており,そうした助言は個別的なもので十分であって,統一的で体系的な規則は必要ではなかったとする。むしろ,法に人為的な統一を課すことはイスラーム法のもつダイナミズム,柔軟さ,神聖な価値を奪うものであると捉えられた。法典化事業に対して宗教的知識者(ウラマ)は,その宗教的責任を不当に侵害されるものであると捉え,先延ばしや非協力などの抵抗が行なわれた。また,崇拝され尊敬されるウラマは農村部にいて,タイ人役人との関係を嫌ったが,ダト・ユティタムは都市部出身でタイ語を理解する者が任命されたため,タイ側への協力を疑問視するウラマとダト・ユティタムとの間の軋轢も生じていたとす

る<sup>(43)</sup>。

こうした法や紛争処理の意義に対する原理的な相違は,現在においても解消されてはいないと考えられるが,次節で見るように司法裁判所における日常的な紛争処理過程においては,対立が顕在化することは少ない。

# 司法裁判所におけるイスラーム法の適用

#### 1.裁判所

南部国境4県の県裁判所におけるイスラーム法の適用について検討する前提として,同地域における司法裁判所の配置状況を整理する。

一般にタイの裁判所は,第一審裁判所,控訴裁判所,最高裁判所の三審制をとっている。地方における第一審裁判所は県裁判所であり,都市部には簡易裁判所が設置されている。これら通常裁判所のほか,専門裁判所として少年家族裁判所,労働裁判所,租税裁判所,知的財産国際取引裁判所,破産裁判所の5種類があるが,地方での設置はあまり進展していない。専門裁判所は第一審裁判所とされる。少年家族裁判所がない地域について多くの県裁判所で少年家族事件部が設置されている(44)。

タイ全国は9の管区 (パーク) に分かれるが,南部国境4県は第9管区に含まれる。第9管区は,南部国境4県に加えて,ソンクラー,パッタルン,トランの七つの県で構成される。南部国境4県では,県裁判所はパッタニー,ナラティワート,ヤラー,サトゥーンの各県都(アンプー・ムアン)に設置されているほか,ヤラー県のベートンに県裁判所が設置されている。各県裁判所には少年家族事件部が設置されているが,イスラーム法適用事件は,少年家族事件部ではなく,県裁判所本体で扱われる。第9管区を統括する管区首席裁判官事務所はソンクラーにある。

#### 2.イスラーム法適用事件

イスラーム法の適用に関する法律は,1946年に制定された「仏暦 2489年パッタニー県,ナラティワート県,ヤラー県及びサトゥーン県区域におけるイスラームの適用に関する法律」(1946年)(以下,適用法)である。

適用法は、これら南部国境4県における家族または相続<sup>45</sup>に関する民事事件で、(1)両当事者がイスラーム教徒であるか、(2)非訟事件において申立人がイスラーム教徒である場合に、民商法典第4編「家族」・第5編「相続」の規定に代わり、イスラーム法を適用すると定める(第3条)<sup>46</sup>。

この例外は,相続に関する時効の問題である。これは,イスラーム法に相続の時効に関するルールがなく,地域によって時効期間の取扱いに差異があり混乱を生じたためである。適用法第3条は,相続に関する時効についてイスラーム法の適用を明文で除外し,立法的に解決している(47)。

この規定の元になった 1905 年 ( ラタナコーシン暦 124 年 ) に内務大臣ダムロン親王が発した「イスラーム教徒間の相続の事項を定める布告」48 は , 1903年6月16日にト・カーリー ( カーディー ) , ト・イマーム , 41 人がパッタニーの地域裁判所 49 で会合し , 相続時効を 1 年とすることが合意され ( 同布告第2項 ) , この合意に基づき 1905年11月1日以降に提起された事件については1年の時効を適用することとなったとする ( 同布告第3項 ) 。 1930年代のイスラーム法原則の作成においても民商法典第6編の規定を適用すべきことが合意された。なお , 期間を5年に拡張すべきであるという意見があったが , その理由はイスラーム教徒は1年間は喪に服して争いを行なわないのが通常であり , 1年の時効は短いというものであった(50)。

イスラーム法に関する家族・相続事件については,裁判官のほかに,イスラーム法の専門家であるダト・ユティタムが審理および裁判に参加する(第4条)。ダト・ユティタムは,(1)イスラーム法律問題について裁定し,(2)当該裁定に従って行なわれた判決に署名する権限職務を有する(第4条)。

前年未済 新 受 既 済 未済 126\* 

表2 イスラーム法適用事件の推移(4県合計)

- (注)2000年度の未決事件数が一致しないが,元データのまま掲載する。
- (出所) Raaygaan prajampii athibodhi phuphiphaaksaa phaak 9, 1997 2001. 第9管区主席裁判官年報 1997年~2001年版より作成。

丰っ	<b>/</b> 7=_	<b>人法適田事件</b>		. 2004 年 \
<del>7</del> 50 ≺	イメフー	八法调用事件	(数判时间	• 7001 年 1

	イスラーム法適用事件				民事事件一般			
	前年未済	新 受	既済	未済	前年未済	新 受	既 済	未済
パッタニー県裁判所	8	159	158	9	226	857	869	214
ナラティワート県裁判所	89	156	159	86	213	748	789	172
ヤラー県裁判所	8	93	94	7	265	581	603	243
ベートン県裁判所	0	8	8	0	19	80	83	16
サトゥーン県裁判所	21	76	71	26	111	649	606	154
合 計	126	492	490	128	834	2 ,915	2 ,950	799

- (注)民事事件は,少年家族事件部の事件を含まない。イスラーム法適用事件を含む。
- (出所) Raaygaan prajampi samnakgaan athibodhi phupipaaksaa phaak 9 phaho sor 2544. (第9管区首席裁判官年報 2001 年)

ダト・ユティタムのイスラーム法律問題についての裁定は終局的である(第4条)。

事件数は裁判所によって差異はあり、最も数が多いパッタニー県裁判所では年に150件程度である(表2,3)。事件の内訳については正確な統計はないが、その7,8割が遺産管理人の選任に関する非訟事件である。残りの事件では、相続をめぐる争いが多く、そのほかに離婚や養育費の支払などの紛

争が多いという。事件数が少ない理由として,裁判所以外の紛争処理が多い ことがあげられるが,これについては後述する。

留意しなければならないのは、イスラーム法の適用が南部国境の4県に限定されていることである。前述のようにタイにおいては南部国境県以外にも多数のムスリムが存在しているが、他のグループに対してもイスラーム法の適用を認めるべきであるとする主張がある。

ダト・ユティタムがいない県においても裁判所が、イスラーム法上の「法律行為」について判断を求められる場合もある。例えば、南部4県においてもイスラーム教徒の男性は4人まで妻をもつことができるとされるが、タイの通常の住民登録制度では最初の妻しか登録することができない。このため、2人目以降の妻については県イスラーム委員会に対して登録が行なわれている。訴訟において2人目以降の妻であるか否かが争点となるときは、委員会に照会されることによってダト・ユティタムのいない県の裁判所においても妻としての地位が認められ得る(例えば、夫が交通事故で死亡した場合の損害賠償請求など)51)。

南部4県以外のイスラーム法の状況や裁判所における事件の取り扱いは, 資料の制約から明らかではなく,今後の検討課題としたい。

# 3.ダト・ユティタム

# (1) 地位・資格要件

「ダト・ユティタム」は,タイ語とマレー語の合成語である。「ダト」とは,マレー語で指導者を意味するダトゥが,南タイでは短く発音することを好むために変化したものであるという(52)。ユティタムは,正義・司法(justice)を意味するタイ語である。

仏暦 2543 年司法系公務員法 (2000 年) によれば,司法系公務員は,(1)裁判官たる司法公務員,(2)ダト・ユティタム,(3)事務職員である司法裁判所公務員に分かれる。ダト・ユティタムは,「イスラーム法律問題について決定

する権限職務を有する者として任命された公務員」と定義される(第6条)。 ダト・ユティタムの資格要件は、(1)ムスリムであること、(2)満30歳以上、(3)イスラーム教の知識があり、家族・相続についてのイスラーム法の問題を裁定することができること、(4)タイ語の知識があること、などである(第52条)。近年の司法改革で裁判官の報酬が引き上げられたのに伴い、ダト・ユティタムの報酬も引き上げられた。 月給で2万5370バーツ、2万3570バーツ、2万1800バーツの3級に分かれる(これに役職手当7900バーツが加算される)533)。

# (2) 選出手続き

伝統的にイスラーム法裁判官であるト・カリーはイマームによって選出されてきたが,ダト・ユティタムも当該県の県知事,イマームによって構成されるダト・ユティタム選出委員会が選出を行なっていた。

南タイのムスリムのなかで中東諸国に留学しイスラーム法を修めた者が増加したことから、こうした者から通常の公務員と同様に試験によって選出されるべきことが求められた。司法省は1984年に新たな補充任命手続を定めた(54)。

この制度では,県裁判所首席裁判官を委員長とし,ダト・ユティタムやト・イマームを委員とする研修委員会を設け,応募者の研修および試験を行なわせた。空席が生じると,管区首席裁判官が公募を行ない,応募者に研修を受けさせる。研修の内容は,家族・相続に関するイスラーム法,司法公務員の職務および倫理である。研修終了後,試験を行ない,試験を通った者のリストを管区首席裁判官に送付する。管区主席裁判官は,県裁判所首席裁判官および関係する県知事と協議し,適任と認めるときは司法大臣に適任者のリストを送る。司法大臣は適切と認めるときは司法委員会に提出し,司法委員会が承認すると国王に奏上され,国王によって任命される(55)。

司法改革によって 2000 年に司法省と司法裁判所が分離されたため,現在はダト・ユティタムの任命については,司法裁判所事務総裁(司法委員会事

務局長)が司法委員会に付託する。

#### (3) 現 状

現在,各県裁判所ごとに2人ずつ合計8人のダト・ユティタムが任命されている。ヤラー県には二つの県裁判所があるが,ダト・ユティタムはヤラー県裁判所にのみ置かれていて,必要な場合にダト・ユティタムがベートン県裁判所に派遣されることになっている。ダト・ユティタムには,裁判官と同様に任期の定めはない。裁判官については人事異動があるのに対して,ダト・ユティタムは任命された当該県において長期間勤務する。裁判所においては裁判官室とは別にダト・ユティタムの執務室が設けられている。

アヌソーン調査によれば,資格要件は30歳以上とされているが,調査時点で調査対象のダト・ユティタム全員が45歳以上であった。学歴に関しては,タイ国内での教育はあまり高くない。中卒未満の者はいなかったが,学士取得者は3人にすぎなかった。他方,全員が海外でのなんらかの教育を受けたことがあり,6人が学士以上を有していた。

筆者がインタビューしたダト・ユティタム 6人のうちタイ国内でイスラーム教育を受けた1人を除く5人が中東諸国でイスラーム法の教育を受けた経験がある(サウジアラビア,クウェート,エジプト,ヨルダン)。

ダト・ユティタムは,裁判所に勤務する公務員である一方で,ムスリム社会の指導者であると自らも認識している。マスジットやイスラーム教育機関において,一般のムスリムやイマームを対象にしてイスラーム法の講義を行なっている。

試験制度を採用しているため、留学から帰国したばかりの若いウラマがダト・ユティタムになることもあるが、その後の勤務を通じてムスリム社会での指導者的役割を深めていくことも考えられる。ダト・ユティタムとであった者が、上院議員になった例もある(56)。

# 紛争処理過程におけるダト・ユティタムの役割

#### 1.訴訟手続

# 〔訴えの提起〕

イスラーム法の適用が認められるのはムスリムが当事者である家族,相続に関する民事事件である。訴訟事件(争いのある事件)については両当事者がムスリムであること,非訟事件(争いのない事件)については申立人がムスリムであることが要件となる(適用法第3条)。訴状または申立てには,当事者,遺産管理人または申立人がムスリムであること,および当該事件が家族または相続に関するものでイスラーム法が適用されるべきことが明らかにされなければならない。イスラーム法の適用が求められた場合,訴状等は,事務官が審査を行なった後,まずダト・ユティタムに送られ,イスラーム法に関する事件であるかどうか審査される。ダト・ユティタムがイスラーム法に関する事件と認めるときは当該事件は以後「宗教事件」として取り扱われる(57)。なお,裁判所の統計では「イスラーム法適用事件」が用いられている。

#### 〔法廷の構成〕

イスラーム法が適用事件の場合,審理および裁判は裁判官とダト・ユティタムが参加しなければならない。適用法には員数に関する規定はないが,通常,裁判官2人とダト・ユティタム1人の3人によって構成される。法廷においてダト・ユティタムは裁判官と同様に法衣(ガウン)を着用している。民訴法典上の裁判官の忌避に関する規定は,ダト・ユティタムに準用される(第5条)。また,ダト・ユティタムが職務を果たせない理由がある場合,当事者の合意により1人のムスリムを選び,当該事件についてダト・ユティタムの代わりに職務を行なわせることができる。また当事者が合意できない場

合には,各当事者に3人以内のムスリムの名前を提出させ,裁判所長が決定 した者をダト・ユティタムの代わりに職務を行なわせると定める。

#### 〔ダト・ユティタムの権限〕

裁判においてダト・ユティタムは,イスラーム法律問題について裁定を行なう権限を有するが,実際の事件において法律問題が争点となることは少ない。このことは,通常事件においても争点の多くが事実問題であることと同様と言えよう。

イスラーム法上の判断をするにあたっては,1941年に作成された『家族及び遺産に関するイスラーム法原則』(以下,「原則」)が用いられている。筆者のインタビューしたダト・ユティタム6人全員が審理において「原則」を用いていた。あるダト・ユティタムは「原則」は法律ではなくハンドブックにすぎないのであり,それとは異なる判断を示すことは可能であるという立場を示したが,「原則」の家族・相続に関する規定は十分であると考えていた。この意見に対して別のダト・ユティタムは,「原則」は4県での取扱いの統一のために作成したものであるから,裁判においては「原則」に従うべきであるとする。(58)

## 〔調停手続〕

タイの裁判所においては、訴訟事件においても調停手続が行なわれ和解が 勧奨されるのが一般的であり、そうした解決が好ましいと考えられる傾向が ある(59)。訴えを提起した事件において、裁判官が適当と認め、当事者が同 意する場合は調停手続が開始される。調停手続で当事者が合意した場合には 和解契約を作成し、合意にいたらなかった場合には訴訟手続が再開されるこ とになる。現在のところ、調停人は裁判官がなっているが、訴訟を担当して いる裁判官とは別の裁判官があてられる。地方の裁判所では裁判官数が少な いことから担当事件の少ない首席裁判官や年功裁判官が調停人を担当するこ とが多いようである。 イスラーム法適用事件についても,調停手続が行なわれるのが一般的である。この場合にはダト・ユティタムが調停人となるのが通常事件と異なっている。事件によっては各県裁判所に配属されているダト・ユティタム2人が同じ事件で調停にあたることもあるという。

イスラーム法が適用される事件のうち,遺産管理人の選任など「争いのない事件」については命令が下されるだけで,調停手続の対象となるのは訴訟事件だけである。しかしながら,後述するように,イスラーム法が適用される事件の多くは,県イスラーム委員会などの裁判外での紛争処理段階で解決できなかったものが多いため,訴訟事件において和解で解決する比率は高くないという。

# [判決・命令]

適用法は,ダト・ユティタムはイスラーム法律問題について裁定をし,それに基づく判決に署名すると定めるにすぎない。判決のイスラーム法に関する部分はダト・ユティタムの意見が取り入れられることになるが,実務では一定の範囲でダト・ユティタム自身が判決・命令の作成を行なっている。

アヌソーン調査によれば,大半のダト・ユティタムが非訟事件について判決・命令の作成を行なった経験がある。他方,訴訟事件(両当事者事件)で判決を作成したことがある者は1名のみであるという。非訟事件は,事実問題・法律問題とも難しくないので,ダト・ユティタムにこうした業務を行なわせることに心配がないためであるという。

興味深いことに,退官した1人のダト・ユティタムは,判決・命令を書いたことがないという。これは,かつては裁判官がダト・ユティタムに行なわせることに対して否定的であったためであるという(60)。

# 2.調停人としてのダト・ユティタム

ダト・ユティタムの法律上の権限はイスラーム法上の問題についての裁定

であるが,現実の紛争処理におけるダト・ユティタムの重要な役割はむしろ「調停人」としての役割である。

アヌソーン調査は、このことを二つの側面から明らかにしている。一つは、ダト・ユティタムに対する調停の経験の有無についての質問である。これによると、調査時に着任したばかりの1人を除くとすべてのダト・ユティタムが調停の経験があるという。調停の対象となった事件の内訳は、家族事件、相続事件がそれぞれ40%、その他の事件が20%であるという。

もう一つは裁判官がダト・ユティタムに期待する役割についての質問で, 回答の2割が調停をあげている(61)。

ダト・ユティタムの「調停人」としての役割は,家族・相続事件に限定さ れず、ダト・ユティタムが権限をもたない刑事事件があげられていることは 注目できる。刑事事件で被疑者がムスリムであるような場合,裁判官がダト・ ユティタムを招き,調停を行なわせる場合がある。このような事件として, 強姦などの性犯罪や他の宗教の信徒との関係に関する事件がある(62)。刑事 事件において私訴が認められているタイでは,事件解決において当事者間の 調停・和解というプロセスは重要である。また、ダト・ユティタムが被疑者 に対して、刑を軽くするように自白を促すように働きかけることもあるとい う。こうした刑事事件におけるダト・ユティタムの調停人としての役割は、 法律に基づく権限職務によるものではない。 あるダト・ユティタムは , 刑事 事件に関して自らが「調停人」としての役割を果たすことについて、ダト・ ユティタムとしての地位ではなく,マレー語(ヤウィー)を解し,共にムス リムであることからくる親近感,連帯感が大きく寄与していると述べている。 訴えが提起されていない事件についてもダト・ユティタムに相談に来る事 例がある。こうした相談に対して助言を提供することもダト・ユティタムの 重要な役割として認識されている。

ダト・ユティタムが「調停人」として多様な役割を果たすことが期待されている背景には、ダト・ユティタムが次のような多様なリソースをもっているためであると考えられる。

第1に,ムスリム社会における指導者としての地位や,マレー語(ヤウィー)を話し,あるいはムスリムであること自体からくる親近感,連帯感である。

第2に,イスラーム法の専門家としての知識・経験である。とりわけ中東諸国への教育機関へのアクセスが拡大したことから,ダト・ユティタムの多くが海外での教育経験があり,イスラーム法の観点からはダト・ユティタムの資質・権威を大きく向上させたと考えられる。国際的なイスラーム教育との結びつきの強まりは,他の東南アジア諸国のイスラーム裁判所についても見られる(63)。

第3に,任期や人事異動がないダト・ユティタムは,当該県裁判所における長期勤務を通じて,当該県における問題状況を熟知していると考えられる。こうした経験は,具体的な紛争処理にあたって有益であるし,裁判官の信頼を受ける重要な要素となっている。

第4に、「裁判官」として位置づけられることからくる独立性・中立性もある。筆者がインタビューしたあるダト・ユティタムは、三権分立のアナロジーから、県イスラーム委員会を「行政」、ダト・ユティタムを「司法」として捉えられるとし、「裁判官」として、社会にあまり関与しすぎないことも必要であると述べた。こうした資質の維持がその職務を果たす上で重要な要素であると考えられていると言えよう。

ダト・ユティタムは、外部の専門家を裁判に参加させるという点では、いくつかの専門裁判所で採用されている補助裁判官制度と類似しているが、以下の点でダト・ユティタムと補助裁判官は異なっている。第1に、補助裁判官も国王によって任命されるが、非常勤で兼職が可能であるのに対して、ダト・ユティタムは裁判官と同じ司法系公務員となっている。第2に、ダト・ユティタムは、イスラーム法上の問題について裁定する権限を有し、実際にそうした判断を示しているのであり、実質的にも裁判官である。これに対して補助裁判官は、法律には権限を特に制限する規定がなく、裁判官と同じ権限を有するようにも読めるが、とりわけ少年家族裁判所では、当該事件の担

当裁判官が実質的な裁定を行ない,補助裁判官は助言的役割にとどまることが実態となっている。

司法裁判所の裁判官の視点から見た場合,ダト・ユティタム制度は,個別事件の処理という局面において外部専門家の持つリソース(知識・経験)を利用するという視点で捉えられている。

アヌソーン判事が行なった裁判官へのアンケートのなかで,裁判官はダト・ユティタムの調停における役割を高く評価する一方で,訴訟手続におけるダト・ユティタムに証人尋問,事実問題の検討の仕方等について研修を行なう必要があるという意見を紹介している。この理由として,ダト・ユティタムが審理の障害となっているという意見や,ダト・ユティタムに積極的に証拠調べや証言の録取も行なわせるべきであるという意見がある。事実問題についてダト・ユティタムの役割をどこまで認めるべきかについては裁判官のなかでも議論があるとしても,こうした意見はダト・ユティタムの役割を紛争処理の効率性の観点から捉えるものであると言える。また,アヌソーン判事も,ダト・ユティタム制度の意義について,宗教上の問題は宗教を信仰し,かつ勉強している者以上によく知るものがないこと,イスラーム教は,クルアーンを基礎としながら,多くの学説があるため,内容は非常に難解であるとした上で,ダト・ユティタム制度は,司法裁判所の裁判官の負担を軽減していると指摘している。この見解も訴訟の効率性ないしは裁判官の負担軽減の観点からこの制度を評価するものである。

# 3. 裁判所外の紛争処理とダト・ユティタム

県裁判所の裁判官およびダト・ユティタムによれば、裁判所におけるイスラーム法適用事件の数が多くない理由として、ムスリム間の婚姻、相続に関する紛争について、裁判所外で次のような紛争処理が行なわれているためである。

一般にムスリムの間の紛争は、各コミュニティの指導者であるイマーム

(場所はマスジットであったり,イマームの自宅であったりする)あるいはマスジットごとに設置されているマスジット・イスラーム委員会に対する相談や解決要請として行なわれる。

マスジット・イスラーム委員会は各マスジットに設置され,イマームを委員長とし,コーテップおよびビランが副委員長となる。他の委員の数は6人以上12人以下とされる。マスジット・イスラーム委員会の権限として,申立てを受けたときは,信徒間の紛争の調停を行なうことが定められている(1997年イスラーム教組織運営法)。

こうしたコミュニティ・レベルでの解決が成功しない場合には,紛争は県 イスラーム委員会に対して行なわれる。県イスラーム委員会は,3カ所以上 のマスジットがある県に設置され,9人以上30人以下の委員によって構成 される(第23条)。県イスラーム委員会は,家族および相続の問題に関する 紛争をイスラーム教の教理に従って調停する権限が与えられている(第26 条11)。また、マスジット・イスラーム委員会から公正に取り扱われなかっ たとする信徒からの申立てについて調停しおよび裁定を下す権限も有する。 これら委員会では裁判所のように家族・相続問題に権限が限定されていない ので、イスラーム法に関わるすべての紛争を持ち込むことが可能である。県 イスラーム委員会によっては、紛争処理のための小委員会を設置していると ころもある。ダト・ユティタムのなかには県イスラーム委員会の委員となっ ている者もあるが,ダト・ユティタムが助言を与えることはあっても,そう した小委員会のメンバーとなったり、直接に紛争処理にあたったりすること はないようである。あるダト・ユティタムは ,「裁判官」として独立性・中 立性を確保するため,裁判所外で個別の案件について関わることを回避して いるという。

県イスラーム委員会レベルでの紛争処理の数については正確なデータは得られなかったが、ダト・ユティタムによれば裁判所におけるイスラーム法適用事件数よりもかなり多いという。

#### まとめ

原理的に相異なるタイ国家法とイスラーム法は,それぞれ固有の「裁判官」を用意することによって,司法裁判所という空間において,限定的ではあるが相互に固有性・独自性を保障しているかのように見える。裁判官とダト・ユティタムは,法学教育,選出手続き,権限職務,勤務条件等の面で大きく異なっている。県裁判所において裁判官の執務室とダト・ユティタムの執務室(共に大部屋)が分けられているのは両者の独立性を象徴していると言える。

実際の裁判において二つの法の原理的な対立が顕在化することはほとんどない。日常的なほとんどの紛争処理において法律問題は争点とならない。イスラーム法の適用が家族、相続の問題に限定されているほか、「イスラーム法原則」の採択やその後の最高裁判例によって、多くの論点が解決済みとなっていると考えられる。また、イスラーム法の問題はダト・ユティタムの権限事項となっている上、裁判官がイスラーム法上の問題に口を出すことは現実にはありそうにない。裁判官には異動があり、とりわけ新任の裁判官にはイスラーム法についての知識がほとんどないのが通例であるからである(64)。

日常的な紛争処理のなかでは裁判官とダト・ユティタムとの役割分担は法律が想定するのとは異なる様相を見せている。法律はダト・ユティタムにイスラーム法上の問題についての裁定という権限を与えているが、それとは別に家族・相続事件において、あるいは本来は権限をもたない刑事事件について、ダト・ユティタムは「調停人」として積極的に活用されている。紛争処理において和解ないしは友誼的解決を良しとする意識が裁判官とダト・ユティタムとの間に共有されていることもこうした協働関係を支えている。ただし、裁判官とダト・ユティタムとではこの協働関係に対する期待には若干の差がある。

司法裁判所の裁判官の視点から見た場合、ダト・ユティタム制度は、個別

事件の処理という局面において外部専門家のもつリソース(知識・経験)を利用するという視点で捉えられていると言える。裁判官にとっては得体の知れない「イスラーム法」の問題については全面的にダト・ユティタムに依存しているほか,ダト・ユティタムが保持するムスリム社会内での影響力や,長期の紛争処理の経験を活用するためのメカニズムであると言えよう。ダト・ユティタムは,裁判手続の効率性や裁判官の負担の軽減といった観点から捉えられていると言える。

他方,ダト・ユティタムの視点からすれば,訴訟手続において判断を示す 狭義の役割にとどまらず,ムスリム社会の幅広い紛争に助言を与え,解決を 促し,イスラーム法を実現していくことは,ムスリム社会の指導者として重 要な役割として認識され,またそうした役割の拡大が好ましいものと考えら れていると言えよう。

以上のように、ダト・ユティタムは、試験によって選出される司法裁判所の公務員という側面と、ムスリム社会の指導者としての側面とを合わせもち、司法裁判所という空間においてタイ国家法とイスラーム法とのいわば調整弁として機能している。

二つの立場の相互関係,例えば,ダト・ユティタムとして同一裁判所での 長期勤務が,ムスリム社会での地位の確立にどのような意味をもっているの か,といった問題については十分な検討材料がなく,今後の課題としたい。

近年,イスラーム関係法令の見直しが進められているが,イスラーム法の適用に関する制度の改革はまだ手つかずである。タイ・ムスリムには,南部国境4県だけでなく,タイ全国でイスラーム法の適用を認めるべきであるという声もあり,近い将来に改革が着手されると考えられる。現在では,東南アジア諸国の多くがイスラーム裁判所を採用し,イスラームに関する立法を進めるなどイスラーム法の各国における実現のあり方も大きく変化しつつある。こうした動きを視野に入れた改革が議論されることになるであろう(55)。

- 注(1) シャリーア (イスラーム法)は、「水場に至る道」を語源とし、人の行なうべき規範を意味する。通常の法と比較した場合、イスラーム法は、狭義の法の対象を超えて社会生活のすべてが包摂される点と、クルアーンやハディースといった典拠から法学者の解釈行為を通じて法規定が導き出される法曹法であることが大きな特色となっている。イスラーム法は、聖なる法として不変であると説かれるが、クルアーンとスンナから演繹される規則に関する複数の法学派が存在する。小杉 泰「シャリーア」(大塚和夫・小松久男・羽田正・小杉 泰・東長靖・山内昌之『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2002年)466ページ;同「イスラーム法」(片倉もと子編集代表『イスラーム世界事典』明石書店、2002年)114ページ。
  - (2) 湯浅道男「イスラーム法の伝統と近代化」(千葉正士編『アジアにおけるイスラム法の移植』成文堂,1997年)25-27ページ。
  - (3) タイの法令では、「ムスリム」のほか、「イスラーム教徒」という意味の用語がいくつか用いられている。本稿では、法律の条文を参照する場合を除いて、ムスリムを用いることとする。
  - (4) マレーシアについては,本書9章参照。
  - (5) インドネシアは,世界最大のムスリム人口を抱える国でありながら,独立時に多民族の統合を重視しイスラーム教を国教としなかった。1980年代後半からイスラーム団体の主張を政策に取り入れ,イスラーム銀行,シャリーア裁判所が設置されている。中村緋紗子「インドネシアのイスラーム裁判所制度」(堀川 徹編『講座イスラーム世界3 世界に広がるイスラーム。悠思社,1995年;小林寧子「ジャワのイスラム裁判所の発展 多元的司法制度の成立」(『アジア経済』第34巻第6号,1993年)15-36ページ参照。また,紛争処理に関して,中村緋紗子「「草の根型」変革の息吹 インドネシアの結婚・離婚相談所」(小杉 泰編『イスラームに何が起きているか 現代世界とイスラーム復興』平凡社,1996年);小林寧子「インドネシアにおけるイスラーム法の成文化」(千葉,前掲書所収)も参考になる。
  - (6) シンガポールは,植民地期から属人法としてイスラーム法の適用が認められてきたが,1957年の法律でシャリーア裁判所が設置された。現行法はムスリ法運用法(Administration of Muslim Law Act)である。上訴は,大統領が指名する7人のムスリムのうち3人によって構成される上訴委員会(Appeal Board)に対して行なわれる。シンガポールのイスラーム裁判所の活動状況については,http://www.syariahcourt.gov.sg/english/soal\_baha.htm(2003年2月1日)
  - (7) フィリピンでは,マルコス時代に1977年2月4日付大統領令1083号,通称「ムスリム属人法」(Muslim Personal Law)が制定され,イスラーム法の家族,相続に関する規定を置くほか,シャリーア裁判所制度を創設した。シ

ャリーア裁判所は,ムスリムの多いミンダナオ島のうち同法が適用される地域に設置される。シャリーア裁判所は,下位裁判所として位置づけられ,シャリーア巡回裁判所(Shari'a Circuit Courts)51 カ所,シャリーア郡裁判所(Shari'a District Courts)5 カ所,シャリーア控訴裁判所(Shari'a Court of Appeal)(未設置)がある。http://www.supremecourt.gov.ph/(2003年2月1日)最高裁判所によって83年からシャリーア裁判所の裁判官のためのシャリーア司法試験(Shari'a Bar Exam)が開始され,85年に最初の合格者が裁判官として任官している。Amer M. Bara-acal and Abdulamajid J. Asth, Muslim Law on Personal Status in the Philippines Quezon City: Central Professional Books, 1998

- (8) ダト・ユティタム制度を紹介したものとして,大村泰樹「タイ国のモスレム・マイノリティーとイスラム法の適用」(黒木三郎先生古希記念論文集刊行委員会編『アジア社会の民族慣習と近代化政策』敬文堂,1992年)289 307ページがある。
- (9) エスニック・グループによって異なる多元的な法を認める国においては司法裁判所において属人法の一つとしてイスラーム法が適用されることはある。
- (10) Seiji Imanaga, *Islam in Southeast Asia*, Hiroshima: Keisuisha, 2000, pp.197 208; Omar Farouk Bajunid, "The Muslims in Thailand: A Review," (『東南アジア研究』第 37 巻第 2 号, 1999 年) 115 122 ページ。
- (11) 教育省宗教局の 1998 年の『宗教年報』( Raaygaan kaansaatsanaa prajampi ) によれば,南部 4 県で登録されたマスジット(モスク)の数は 1626 カ所で,タイ全国の 3109 カ所の 52 3% を占める。マスジットの数が多いその他の県は,ソンクラー(320),クラビー(187),トラン(116),ナコンシータマラート(103)などやはり南部に集中するが,バンコクにも 164 カ所ある。
- (12) パッタニー統一解放組織 (Pattani United Liberation Organisation, PULO) などの団体がある。PULO については,橋本 卓「パタニー統一解放組織」 (『岩波 イスラーム辞典』) 760 ページ。
- (13) 2001 年アメリカ同時多発テロや 2002 年バリ島爆破事件などと南タイの反政 府団体との関係が取りざたされている。観光,投資への影響を懸念するタイ 政府は,国際的なテロと南部タイとの直接的関係を否定している。
- (14) 南部国境県のムスリム問題の歴史については,橋本 卓「タイ南部国境県問題とマレー・ムスリム統合政策」(『東南アジア研究』第 25 巻第 2 号, 1987年) 236 237ページ。Surin Pitsuwan, *Islam and Malay Nationalism: A Case Study of the Malay-Muslims of Southern Thailand*, Ph. D. thesis, Harvard University, 1982.
- (15) 本稿の執筆にあたっては, Anusorn Simen, Botbaat khong dato yutitham nai kaanchai praraachbanyat waduai kaanchai kotmaai itsalaam nai khet cangwat pattani narathiwat yala lae satun phor sor 2489, Unpublished paper, 1997[in Thai]

(アヌソーン・スィーメン『仏暦 2489年パッタニー県,ナラティワート県,ヤラー県及びサトゥーン県区域におけるイスラーム法の適用に関する法律の適用におけるダト・ユティタムの役割』タイ語,未公刊)のデータを参照した。アヌソーン判事はパッタニー県裁判所首席裁判官を務めた司法裁判所の判事で,同論文は10人のダト・ユティタム(退職者3人を含む)および南部4県の司法裁判所の20名の裁判官(全員がダト・ユティタムとともに審理を行なった経験あり,そのうち45%が南部国境4県での勤務が4年以上)へのアンケート調査に基づくものである。

- (16) Anusorn, op. cit., pp.20 21.
- (17) ラタナコーシン暦 120 年 7 地方国地域統治に関する布告 (1901 年 12 月 10 日公布)。 *Prachum kotmai prajamsok*, Vol.18 (R.S. 120) pp.197 209.
- (18) 1826年のイギリスとの条約(バーネイ条約)は,クダー,クランタン,トレンガヌの南を国境線としていたが,1906年の条約で,タイはサトゥーンとの交換で,これら諸国をイギリスに委譲した。この結果,現在の南部4県はタイの領土として確定された。なお,地方制度の変遷については橋本,前掲論文参照。
- (19) イスラーム裁判官であるカーディー(Khadi)のこと。
- 20) Chumphol Chandrathip and Somlak Cadkrabuanphol, *Phraraachathammanuun saan yutitham*, 11<sup>th</sup> Edition, Bangkok: Thammasat University, 2001, p.156 [in Thai](チュムポン・ジャンタラティップ=ソムラック・ジャットグラブアンポン『司法裁判所組織法』2001年「タイ語]); Anusorn, *op. cit.*, p.22.
- (21) 石井米雄「タイ国における イスラームの擁護 についての覚え書」(『東南アジア研究』第 15 巻第 3 号,1977年)347-361ページ。人民代表議会における1932年憲法草案の審議では「宗教の擁護者」について,イスラーム教など人民が信仰する宗教一般が保護の下にあり,中国寺院,ベトナム寺院も,ローマ・カトリックも同様に保護の下にある。これは慣行となっているので,仏教擁護者といった文言を入れなかったと説明された(1932年11月25日。人民代表議会議事録 35/2475)。
- (22) タイの民商法典の構成は日本の民法典と似ているが,日本民法第6編の表題が「相続」であるのに対して,タイ民商法典第6編は「遺産」(モロドック)となっている。本稿では日本での呼称に合わせて「相続」を用いることとする。
- 23) 仏暦 2477 年民商法典第 5 編の規定を施行する法律第 6 条。1935 年 5 月 29 日公布。*Prachum kotmai prajamsok*, Vol.48 (B.E. 2478) part 1, pp.354-355. 仏暦 2477 年民商法典第 6 編の規定を施行する法律第 4 条。1935 年 6 月 7 日公布。*Ibid*, pp.402 403.
- ②4 仏暦 2477 年民事訴訟法典を施行する法律第3条第2項。1935年6月20日

公布。Prachum kotmai prajamsok, Vol.48 (B.E. 2478) part 1, pp.543 545.

- (25) Anusorn, op. cit., p.13.
- (26) 小野沢正喜「タイのイスラム教徒における文化と教育」(権藤與志夫・広中和彦編『アジアの文化と教育』九州大学出版会,1987年)203ページ。
- [27] 1945 年 5 月 8 日公布。全 6 力条。*Prachum kotmai prajamsok*, Vol. 58 (B.E. 2488) pp.212 215.
- (28) 石井,前掲論文,358ページ。
- (29) Surin, op. cit., pp.101 110.
- [30] 1946年12月3日公布。全7力条。*Prachum kotmai prajamsok*, Vol.59 (B.E. 2489) pp.928 930.
- 31) 1947年9月2日公布。全13力条。*Prachum kotmai prajamsok*, Vol.60 (B.E. 2490), pp.577 579.
- ③2 クーデタ後,プリディー・パノムヨンや最初のチュララーチャモントリーのチャムは国外に亡命した。
- (33) 仏暦 2491 年イスラーム保護勅令(第2号), 1948 年 12月 31日公布。*Prachum kotmai prajamsok*, Vol.61 (B.E. 2491), pp.819 820.
- (34) 1921年の初等教育令によって南タイでも近代的学校制度が創設されたが, こうした学校の多くは仏教寺院に附属して設置され,タイ人教師がタイ語に よって教育を行なう場であり,教育カリキュラムに仏教倫理を含むものであ った。このため,マレー人・ムスリム社会では伝統的なポンドックによる教 育が存続していた。小野沢,前掲論文,196-197ページ。
- ③5) 小野沢,前掲論文,196-204ページ。
- (36) 1997年タイ王国憲法には,国王は仏教徒であり,宗教の擁護者とする(第9条),信教の自由(第38条)を定めるほか,地方自治の拡大や地方文化の尊重・奨励等の規定が盛り込まれている。
- 37 1997年11月9日公布(官報法律篇114巻65号)。
- (38) 南部のムスリムは,タイのイスラーム組織のなかでその人口に比例した発言力を認められていないという主張がある。例えば,歴代のチャララーチャモントリーはバンコクのムスリムが任命されている。
- 39) 起草の経緯については,南部司法長官(khaa luang yutitham phaak tai)プラ・ニティカーンプラソムが司法次官にイスラーム法原則の起草完了を報告する 1941 年 3 月 11 日付書簡とそれに附属する「イスラーム法原則草案審議記録」(Bantuk kaanphijarana raang lak kotmai itsalaam, Dated 11 September 1940)および起草者のルアン・プラパイピットヤークン(サトゥーン県裁判所首席裁判官)の「イスラーム法原則起草記録」(Bantuk ruang kaanyok raang lak kotmai itsalaam)による。これら文書は,Ministry of Justice, Kaansamanaa kaanchai kotmai itsalaam nai khet cangwat pattani narathiwat yala lae satun, 1982.(タイ司

法省『セミナー パッタニー県,ナラティワート県,ヤラー県及びサトゥーン県区域におけるイスラーム法の適用』)[タイ語]に収録されている(pp.205 215)

- (40) Ministry of Justice, op. cit., p.205.
- (41) Ministry of Justice, op. cit., pp.209 210.
- (42) Surin, op. cit., pp.135 141.
- (43) *Ibid*.
- (44) タイの司法制度については,拙稿「タイの裁判制度改革の現状」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所,2002年)所収。
- (45) ある事項が家族,相続に関する事件に含まれるかが争点となることがある。 イスラーム法上の生前遺贈であるナーサーについて,相続の問題に入るかど うか議論があったが,最高裁判例は相続の問題として取り扱うことを示した。
- (46) 最高裁判例 102/2517。
- (47) 民商法典第 1754 条。相続事件の提訴時効は被相続人の死亡または相続人が 被相続人の死亡を知ったとき,もしくは知りうべきときから 1 年とする。
- (48) 1905 年 4 月 28 日公布。 Prachum kotmai prajamsok, Vol.20, pp.107 109.
- (49) 地域裁判所(サーン・ボーリウェーン)は, 県裁判所の旧称。
- (50) Anusorn, op. cit., p.27.
- (51) 最高裁事務局事務総長ジャラン判事へのインタビュー(2001年11月)による。
- (52) Anusorn, op. cit., p.14.
- 53 近年の司法改革のなかで裁判官の給与水準は大幅に増加している。旧法の 1978 年法 (1995 年改正)では,ダト・ユティタムの月給は,C1 の 1 万 1120 バーツから C20 の 2 万 4440 バーツに分かれ,役職手当は 3500 バーツであった。
- (54) 1984年12月24日付省令第11号。
- (55) Chumphol Candrathip, *Phraraachathammanuun saan yuthitham*, 8th edition. Bangkok: Thammasat University, 1995, pp.143 144.(チュムポン・ジャントラティップ『司法裁判所組織法』(第8版)1995年[タイ語])。なお,注20で引用の第11版ではダト・ユティタムの選出手続の変遷の記述は削除されている。
- (56) ナコンシータマラート県選出の上院議員は、かつてダト・ユティタムであった。
- (57) Anusorn, op. cit., p.55.
- [58] ダト・ユティタムによれば、「原則」の内容は、クランタン州のイスラーム 法と同じであるということであるが、内容の比較については今後の課題としたい。

- (59) タイの裁判所における調停については,本書3章を参照。
- (60) Anusorn, op. cit., p.40.
- (61) Anusorn, op. cit., p.49.
- (62) 筆者の 2002 年 12 月のインタビューでは, サトゥーン県裁判所ではダト・ユティタムは刑事事件にまったく関与していなかった。
- (63) 例えばフィリピンのシャリア裁判所の裁判官も中東諸国の留学経験者が多いようである。なお、国際的なイスラームのネットワークとの関係は、南部タイのマレー・ムスリムだけでなく、タイの他のムスリムについてもみられる。例えば、桜井啓子「シーア派教育ネットワーク タイ・トンブリーの事例から 調査報告」(『イスラム世界』第51号、1998年)75-89ページ。
- (64) アヌソーン判事は,両者の認識のギャップを埋めるため,赴任した裁判官へのイスラーム法の研修が必要だとする。Anusorn, *op. cit.* p.26.
- (6) ムスリムのなかで「家族及び相続に関するイスラーム法原則」(1941 年採択)の見直しを求める議論も出ている。同原則で使われているタイ語にわかりにくい点があるほか,制定法として定めるべきであるとする意見や,証人など訴訟手続についてもイスラーム法を導入すべきなどの意見があるが,具体的な改訂作業は始まっていない。